

奈良市公報

号外 第 20 号

平成22年8月27日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規則

○奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則..... 1

○奈良市子ども手当の支払日に関する規則..... 3

告 示

○徴収事務の委託..... 3

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始..... 3

○徴収事務の委託..... 4

○予防接種の実施..... 4

○固定資産税課税台帳に登録すべき平成22年度の固定資産税の価格等の登録..... 5

○平城京左京三条二坊宮跡庭園の臨時開園..... 5

○市道路線の廃止..... 5

○市道路線の認定..... 6

○道路の区域決定..... 9

○道路の供用開始..... 11

○歩行者専用道路の指定..... 13

○道路の区域変更..... 13

○道路の供用開始..... 14

○なら・まほろば景観まちづくり条例の規定による景観形成重点地区の指定..... 14

○奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定の一部改正..... 14

○奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示..... 14

○奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示..... 15

○障害者自立支援法の規定による地域生活支援事業の実別記第1号様式中

- 施に要する費用の額の算定に関する基準の改正..... 15
- 奈良市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示..... 15
- 徴収事務の委託..... 16
- 奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示..... 16
- 奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示..... 16
- 奈良市子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示..... 16
- 包括外部監査契約の締結..... 17
- 下水道事業受益者負担金の平成22年度賦課対象区域..... 17
- 徴収事務の委託（3件）..... 17
- 平成22年度一般廃棄物処理実施計画..... 18
- 徴収事務の委託（2件）..... 27

公 営 企 業

- 奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示..... 27
- 収納事務の委託..... 27

規則

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第52号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

（あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）

1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯

2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの

3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの

4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属するもの

※ 18歳以上（入所施設利用者は20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。

II 個別減免に関する認定

を

下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。

- 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上）
- 2 市町村民税非課税者

III 特定障害者特別給付（補足給付）に関する認定（入所施設の食費軽減措置）

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付金を申請します。

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

（あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
- 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
- 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者

に

II 医療型個別減免に関する認定

下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。

<20歳以上の方>

- 1 療養介護利用者であること（年齢　歳）
- 2 市町村民税非課税世帯の者

<20歳未満の方>

- 1 療養介護利用者であること（年齢　歳）

III 特定障害者特別給付（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置）

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付金を申請します。

改める。

別記第4号様式中

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

（あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
 - 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
 - 3 市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの
 - 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属するもの
- ※ 18歳以上（入所施設利用者は20歳以上）の障害者の「世帯」の範囲は「障害のある方及び同一の世帯に属する配偶者」です。以下同じ。

を

II 個別減免に関する認定

下記のいずれにもあてはまるため、個別減免を申請します。

- 1 グループホーム・ケアホーム入居者、施設入所者（注）（20歳以上）
- 2 市町村民税非課税者

III 特定障害者特別給付（補足給付）に関する認定（入所施設の食事軽減措置）

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費（の変更）を申請します。

I 負担上限月額に関する認定

下記の区分の適用を申請します。

（あてはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。）

- 1 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯
- 2 市町村民税非課税世帯に属する者であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの
- 3 市町村民税非課税世带に属する者であって、2以外のもの
- 4 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児：所得割28万円未満）に属する者

に

II 医療型個別減免に関する認定

下記のいずれにもあてはまるため、医療型個別減免を申請します。

<20歳以上の方>

- 1 療養介護利用者であること (年齢 歳)
- 2 市町村民税非課税世帯の者

<20歳未満の方>

- 1 療養介護利用者であること (年齢 歳)

III 特定障害者特別給付(補足給付)に関する認定(入所施設の食費等軽減措置)

下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費(の変更)を申請します。

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市子ども手当の支払日に関する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第53号

奈良市子ども手当の支払日に関する規則

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)に基づく子ども手当の支払日は、同法第7条第4項に規定する支払期月の15日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年4月1日掲示済)

告 示

奈良市告示第168号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第2幹線-25	奈良市三松四丁目863-1	奈良市三松四丁目841
二名第2幹線-26	奈良市三松四丁目979-3	奈良市三松四丁目982-1
鶴舞西第2幹線-2	奈良市鶴舞西町3142-18	奈良市鶴舞西町3142-18
中山幹線-73	奈良市中山町133-2	奈良市中山町136-1
あやめ池北幹線-136	奈良市西大寺北町四丁目444-1	奈良市西大寺北町四丁目444-5
あやめ池南幹線-473	奈良市疋田町二丁目630-4	奈良市疋田町二丁目631-2
五条幹線-219	奈良市平松五丁目622-3	奈良市平松五丁目620-3

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市総合福祉センター 体育館利用料
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 東浦 宏守	奈良市立みどりの家 歯科診療所にかかる使用料及び手数料

2 委託期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第169号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年4月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年4月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年4月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、鶴舞西町、中山町、西大寺北町四丁目、疋田町二丁目、平松五丁目、大宮町四丁目、南新町、四条大路三丁目及び南京終町三丁目の各一部

大宮幹線-40	奈良市大宮町四丁目249-2	奈良市大宮町四丁目248-1
大森幹線-63	奈良市南新町15-2	奈良市南新町15-4
都跡幹線-314	奈良市四条大路三丁目985-1	奈良市四条大路三丁目984-1
大安寺第1幹線-217	奈良市南京終町三丁目402-3	奈良市南京終町三丁目405-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号 財団法人 奈良市スポーツ振興事業団 理事長 福井 重忠	奈良市平城プール・青山プール使用料
---	-------------------

奈良市告示第170号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市都祁白石町1133番地 財団法人 奈良市都祁地域振興財団 理事長 福井 重忠	奈良市都祁交流センター使用料 奈良市都祁体育館使用料
奈良市高畠町1096番地 株式会社 奈良ホテル 代表取締役社長 大橋 幸之助	名勝大乗院庭園文化館使用料
奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号 財団法人 奈良市武道振興会 理事長 西田 照夫	奈良市青年の家交楽館使用料
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市ならやま屋内温水プール使用料

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで	奈良市都祁交流センター使用料 奈良市都祁体育館使用料
平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで	名勝大乗院庭園文化館使用料
平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	奈良市青年の家交楽館使用料
平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで	奈良市ならやま屋内温水プール使用料
平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	奈良市平城プール・青山プール使用料

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第171号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日咳・破傷風 (三種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成22年4月10日から 平成23年3月31日まで	別紙のとおり
ジフテリア・破傷風 (二種混合)			
結核（BCG）	生後3月から生後6月に至るまでの間にある者	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	
麻しん・風しん（MR） 麻しん又は風しん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1	平成22年4月10日から 平成23年3月31日まで	

	年前の日から当該始期に達する日 の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初 日から当該年度の末日までの間に ある者 4 18歳となる日の属する年度の初 日から当該年度の末日までの間に ある者	
日本脳炎	平成19年4月1日以前の生まれで 生後90月に至るまでの間にある者	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成22年7月1日から 平成23年3月31日まで

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5°C以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、
アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあって
は、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあっては、結核その他の疾病
の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不
適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、
発育障害等の基礎疾患有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び
全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが
ある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギー
を呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者
に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触
がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市保健所健康増進課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第172号

固定資産課税台帳に登録すべき平成22年度の固定資産の
価格等のすべてを登録しましたので、地方税法(昭和25年
法律第226号)第411条第2項の規定により公示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第173号

奈良市宮跡庭園条例施行規則(昭和59年奈良市規則第48号)
第3条ただし書の規定により、平城京左京三条二坊宮
跡庭園を平成22年4月7日から平成22年12月22日までの間
の次の各号に掲げる日を臨時に開園します。

- (1) 毎週水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭
和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」
という。)に当たるときは、その日後において、その
日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日及び休日に當
たるときを除く。)

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第174号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基
づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考(m)
1	東部第153号線	忍辱山町1388番地先から	須川町3052番地先まで	L=1,574.0 W=0.9~5.0
2	東部第249号線	中貫町103番地先から	中貫町201番地先まで	L=180.7 W=2.0~7.8

3	中部第725号線	西大寺国見町二丁目358番10地先から	菅原町172番地先まで	L = 75.5 W = 3.9~6.1
4	中部第746号線	菅原町502番地先から	西大寺国見町二丁目368番12地先まで	L = 701.2 W = 1.3~9.0
5	中部第747号線	菅原町91番地先から	宝来町31番2地先まで	L = 295.3 W = 1.8~8.6
6	中部第748号線	宝来町30番1地先から	尼辻北町307番地先まで	L = 320.0 W = 1.5~4.9

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	路線名		起点	終点	備考(m)
					整理番号	路線名			
1 東部第 153 号線	忍辱山町 1388番4地先 から	須川町 2827番1地先 まで		L= 1,625.5 W= 5.0~8.5	21 中部 第 1500 号線	菅原町 44番1地先 から	西大寺国見町一丁目 236番3地先 まで		L= 1,060.0 W= 18.0~95.0
2 東部第 249 号線	中貫町 103番地先 から	大野町 436番2地先 まで		L= 421.0 W= 5.4~13.7	22 中部 第 1501 号線	西大寺南町 2131番1地先 から	西大寺南町 2131番3地先 まで		L= 36.0 W= 6.0
3 南部第 689 号線	古市町 1266番10地先 から	古市町 1266番1地先 まで		L= 143.9 W= 5.5~5.9	23 中部 第 1502 号線	西大寺南町 2131番2地先 から	菅原町 188番2地先 まで		L= 263.0 W= 6.0
4 南部第 690 号線	古市町 1266番10地先 から	古市町 1266番16地先 まで		L= 60.7 W= 5.8~6.0	24 中部 第 1503 号線	菅原町 197番1地先 から	菅原町 190番地先 まで		L= 37.0 W= 4.0
5 南部第 691 号線	古市町 1266番10地先 から	古市町 1266番17地先 まで		L= 70.9 W= 5.8~5.9	25 中部 第 1504 号線	西大寺南町 2125番1地先 から	西大寺南町 2124番地先 まで		L= 36.0 W= 6.0
6 南部第 692 号線	八条町 355番1地先 から	八条町 367番1地先 まで		L= 20.5 W= 6.0	26 中部 第 1505 号線	西大寺南町 2122番1地先 から	青野町 11番2地先 から		L= 203.5 W= 6.0
7 北部第 730 号線	南京終町五丁目	南京終町五丁目		L= 9.0~10.8	27 中部 第 1506 号線	青野町 9番1地先 から	青野町 10番1地先 から		L= 35.5 W= 4.0
8 北部第 731 号線	肘塚町 178番20地先 から	肘塚町 209番9地先 まで		L= 105.2 W= 4.1~4.2	28 中部 第 1507 号線	西大寺芝町一丁目 2103番地先 から	西大寺芝町一丁目 2100番地先 まで		L= 165.0 W= 6.0
9 北部第 732 号線	肘塚町 178番21地先 から	肘塚町 178番20地先 まで		L= 32.9 W= 4.0	29 中部 第 1508 号線	青野町 49番地先 から	青野町 25番2地先 から		L= 184.0 W= 6.0
10 北部第 733 号線	肘塚町 178番22地先 から	肘塚町 178番21地先 まで		L= 28.8 W= 4.0	30 中部 第 1509 号線	青野町 33番1地先 から	青野町 42番1地先 から		L= 67.0 W= 6.0
11 北部第 734 号線	法蓮町 1514番94地先 から	法蓮町 1514番87地先 まで		L= 110.0 W= 3.3~4.5	31 中部 第 1510 号線	青野町 20番地先 から	青野町 26番地先 まで		L= 38.0 W= 4.0
12 北部第 735 号線	法蓮町 1514番100地先 から	法蓮町 1514番95地先 まで		L= 63.0 W= 3.3~4.2	32 中部 第 1511 号線	菅原町 191番1地先 から	青野町 25番1地先 から		L= 354.0 W= 16.0~17.0
13 北部第 736 号線	法蓮町 1514番104地先 から	法蓮町 1514番105地先 まで		L= 28.0 W= 3.0~4.0	33 中部 第 1512 号線	菅原町 284番地先 から	青野町 42番1地先 から		L= 118.0 W= 6.0
14 北部第 737 号線	法蓮町 1514番105地先 から	法蓮町 1514番82地先 まで		L= 21.0 W= 4.0	34 中部 第 1513 号線	菅原町 193番地先 から	青野町 56番1地先 から		L= 36.0 W= 4.0
15 北部第 738 号線	奈保町 1218番90地先 から	奈保町 2666番10地先 まで		L= 154.7 W= 5.0~12.6	35 中部 第 1514 号線	菅原町 203番3地先 から	菅原町 287番1地先 から		L= 266.0 W= 6.0
16 北部第 739 号線	川上町 478番5地先 から	般若寺町 19番1地先 まで		L= 356.5 W= 5.6~13.4	36 中部 第 1515 号線	菅原町 203番1地先 から	菅原町 272番地先 まで		L= 82.5 W= 6.0
17 中部第 725 号線	西大寺国見町二丁目 358番10地先 から	菅原町 176番2地先 まで		L= 115.5 W= 3.9~6.1	37 中部 第 1516 号線	菅原町 184番2地先 から	菅原町 209番1地先 まで		L= 133.0 W= 6.0
18 中部第 746 号線	菅原町 502番地先 から	菅原町 47番地先 まで		L= 320.0 W= 2.0~12.0	38 中部 第 1517 号線	菅原町 276番地先 から	菅原町 289番1地先 まで		L= 142.0 W= 6.0
19 中部第 747 号線	宝来町 48番地先 から	宝来町 49番4地先 まで		L= 173.0 W= 6.0	39 中部 第 1518 号線	菅原町 183番3地先 から	菅原町 211番1地先 まで		L= 100.0 W= 6.0
20 中部第 748 号線	横領町 414番2地先 から	尼辻北町 307番地先 まで		L= 405.0 W= 1.5~6.0	40 中部 第 1519 号線	菅原町 227番6地先 から	菅原町 228番1地先 まで		L= 104.0 W= 4.0~4.5

路線番号

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	中部第1520号線	菅原町 244番1地先から	菅原町 247番1地先まで	L= 123.0 W= 6.0
42	中部第1521号線	菅原町 173番1地先から	菅原町 174番4地先まで	L= 36.0 W= 6.0
43	中部第1522号線	菅原町 215番4地先から	菅原町 215番1地先まで	L= 27.0 W= 6.0
44	中部第1523号線	菅原町 165番地先から	菅原町 166番地先まで	L= 31.0 W= 6.0
45	中部第1524号線	菅原町 153番地先から	菅原町 143番3地先まで	L= 126.0 W= 6.0
46	中部第1525号線	菅原町 146番地先から	菅原町 127番地先まで	L= 89.0 W= 6.0
47	中部第1526号線	菅原町 119番1地先から	菅原町 127番地先まで	L= 96.0 W= 6.0
48	中部第1527号線	菅原町 113番3地先から	菅原町 113番2地先まで	L= 34.0 W= 6.0
49	中部第1528号線	菅原町 102番2地先から	菅原町 110番1地先まで	L= 21.0 W= 6.0
50	中部第1529号線	菅原町 170番1地先から	菅原町 170番1地先まで	L= 20.5 W= 4.0
51	中部第1530号線	菅原町 168番地先から	菅原町 48番地先まで	L= 323.0 W= 6.0
52	中部第1531号線	菅原町 87番2地先から	菅原町 55番2地先まで	L= 29.5 W= 6.0
53	中部第1532号線	菅原町 48番地先から	菅原町 41番地先まで	L= 27.5 W= 4.0
54	中部第1533号線	菅原町 170番2地先から	西大寺国見町二丁目 385番12地先まで	L= 96.5 W= 4.2~6.0
55	中部第1534号線	菅原町 115番1地先から	横領町 407番3地先まで	L= 68.5 W= 6.0
56	中部第1535号線	菅原町 114番2地先から	横領町 409番2地先まで	L= 94.5 W= 6.0
57	中部第1536号線	菅原町 60番2地先から	横領町 413番地先まで	L= 125.0 W= 6.0
58	中部第1537号線	菅原町 54番1地先から	菅原町 70番地先まで	L= 100.0 W= 6.0
59	中部第1538号線	菅原町 389番4地先から	宝来町 31番2地先まで	L= 219.0 W= 6.0
60	中部第1539号線	菅原町 67番1地先から	菅原町 70番地先まで	L= 73.0 W= 6.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
61	中部第1540号線	宝来町 28番1地先から	宝来町 28番3地先まで	L= 32.0 W= 4.0
62	中部第1541号線	菅原町 41番地先から	菅原町 40番4地先まで	L= 27.0 W= 6.0
63	中部第1542号線	中山町 1163番1地先から	中山町 1177番64地先まで	L= 283.9 W= 6.0~8.0
64	中部第1543号線	中山町 1177番32地先から	中山町 1177番4地先まで	L= 359.8 W= 6.0
65	中部第1544号線	中山町 1177番44地先から	中山町 1177番45地先まで	L= 11.0 W= 6.0
66	中部第1545号線	山陵町 205番1地先から	山陵町 1100番25地先から	L= 147.0 W= 4.0~8.0
67	中部第1546号線	山陵町 1100番25地先から	山陵町 1100番21地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
68	中部第1547号線	あやめ池南七丁目 858番7地先から	あやめ池南七丁目 881番2地先まで	L= 204.0 W= 6.0
69	中部第1548号線	あやめ池南七丁目 858番26地先から	あやめ池南七丁目 855番3地先まで	L= 148.0 W= 2.5~4.2
70	中部第1549号線	あやめ池南七丁目 876番4地先から	あやめ池南七丁目 876番1地先まで	L= 55.0 W= 4.0
71	中部第1550号線	あやめ池南七丁目 879番2地先から	あやめ池南七丁目 878番9地先まで	L= 37.0 W= 4.0~5.0
72	中部第1551号線	あやめ池北一丁目 1432番37地先から	あやめ池北一丁目 1355番25地先まで	L= 152.0 W= 8.7~9.0
73	西部第1318号線	中町 2585番地先から	中町 2455番5地先まで	L= 750.0 W= 4.1~20.6
74	西部第1319号線	二名三丁目 957番3地先から	二名三丁目 964番5地先まで	L= 76.0 W= 4.0
75	都郡白石町1号線	都郡白石町 1026番1地先から	都郡白石町 1010番地先まで	L= 200.1 W= 10.0

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1 東部第 153 号線	忍辱山町 1388番4地先から	須川町 2827番1地先まで	大野町 436番2地先まで	L= 1,625.5 W= 5.0~8.5	21 中部第 1500 号線	菅原町 44番1地先から	西大寺南町 2131番1地先まで	西大寺南町 2131番1地先から	L= 762.0 W= 18.0
2 東部第 249 号線	中貫町 103番地先から	古市町 1266番1地先から	古市町 1266番16地先まで	L= 421.0 W= 5.4~13.7	22 中部第 1501 号線	西大寺南町 2131番1地先から	西大寺南町 2131番1地先から	西大寺南町 2131番1地先まで	L= 36.0 W= 6.0
3 南部第 689 号線	古市町 1266番10地先から	古市町 1266番17地先まで	八条町 355番1地先から	L= 143.9 W= 5.5~5.9	23 中部第 1502 号線	菅原町 197番地先から	青原町 188番2地先まで	青原町 188番2地先から	L= 263.0 W= 6.0
4 南部第 690 号線	古市町 1266番10地先から	古市町 1266番17地先まで	八条町 355番1地先から	L= 60.7 W= 5.9~6.0	24 中部第 1503 号線	菅原町 2125番1地先から	西大寺南町 2124番地先まで	西大寺南町 2124番地先から	L= 37.0 W= 4.0
5 南部第 691 号線	古市町 1266番10地先から	古市町 1266番17地先まで	八条町 355番1地先から	L= 70.9 W= 5.8~5.9	25 中部第 1504 号線	西大寺南町 2125番1地先から	青野町 190番地先まで	青野町 190番地先から	L= 36.0 W= 6.0
6 南部第 692 号線	八条町 355番1地先から	八条町 377番31地先から	南宮終町五丁目 377番7地先まで	L= 275.0 W= 9.0~10.8	26 中部第 1505 号線	西大寺南町 2122番1地先から	青野町 11番2地先まで	青野町 11番2地先から	L= 203.5 W= 6.0
7 北部第 730 号線	南宮終町五丁目 377番31地先から	南宮終町五丁目 377番7地先まで	肘塚町 178番20地先まで	L= 20.5 W= 6.0	27 中部第 1506 号線	青野町 9番1地先から	青野町 10番1地先まで	青野町 10番1地先から	L= 35.5 W= 4.0
8 北部第 731 号線	肘塚町 178番20地先から	肘塚町 178番20地先まで	肘塚町 178番21地先から	L= 105.2 W= 4.1~4.2	28 中部第 1507 号線	西大寺芝町一丁目 2103番地先から	青野町 2100番2地先まで	西大寺芝町一丁目 2103番地先から	L= 165.0 W= 6.0
9 北部第 732 号線	肘塚町 178番20地先から	肘塚町 178番21地先から	肘塚町 178番21地先から	L= 32.9 W= 4.0	29 中部第 1508 号線	青野町 49番地先から	青野町 20番地先まで	青野町 20番地先から	L= 184.0 W= 6.0
10 北部第 733 号線	肘塚町 178番22地先から	法蓮町 1514番94地先から	法蓮町 1514番87地先まで	L= 28.8 W= 4.0	30 中部第 1509 号線	青野町 33番1地先から	青野町 26番地先まで	青野町 26番地先から	L= 67.0 W= 6.0
11 北部第 734 号線	法蓮町 1514番94地先から	法蓮町 1514番104地先から	法蓮町 1514番105地先まで	L= 110.0 W= 3.3~4.5	31 中部第 1510 号線	青野町 33番1地先から	青野町 42番1地先まで	青野町 42番1地先から	L= 38.0 W= 4.0
12 北部第 735 号線	法蓮町 1514番100地先から	法蓮町 1514番95地先まで	法蓮町 1514番82地先まで	L= 63.0 W= 3.3~4.2	32 中部第 1511 号線	菅原町 191番1地先から	青野町 53番1地先まで	青野町 53番1地先から	L= 284.6.0 W= 16.0~17.0
13 北部第 736 号線	法蓮町 1514番104地先から	法蓮町 1514番105地先まで	法蓮町 1514番105地先まで	L= 28.0 W= 3.0~4.0	33 中部第 1512 号線	菅原町 284番地先から	菅原町 272番地先まで	菅原町 272番地先から	L= 118.0 W= 6.0
14 北部第 737 号線	法蓮町 1514番105地先から	法蓮町 1514番82地先まで	法蓮町 1514番82地先まで	L= 21.0 W= 4.0	34 中部第 1513 号線	菅原町 193番1地先から	菅原町 195番1地先まで	菅原町 195番1地先から	L= 36.0 W= 4.0
15 北部第 738 号線	奈保町 1218番90地先から	奈保町 338番10地先から	奈保町 338番10地先から	L= 154.7 W= 5.0~12.6	35 中部第 1514 号線	菅原町 205番3地先から	菅原町 287番1地先まで	菅原町 287番1地先から	L= 266.0 W= 6.0
16 北部第 739 号線	川上町 478番5地先から	般若寺町 19番1地先まで	般若寺町 176番2地先まで	L= 356.5 W= 5.6~13.4	36 中部第 1515 号線	菅原町 203番1地先から	菅原町 211番1地先まで	菅原町 211番1地先から	L= 82.5 W= 6.0
17 中部第 725 号線	西大寺国見町二丁目 338番10地先から	菅原町 502番地先から	宝来町 47番地先まで	L= 320.0 W= 2.0~12.0	37 中部第 1516 号線	菅原町 184番2地先から	菅原町 209番1地先まで	菅原町 209番1地先から	L= 133.0 W= 6.0
18 中部第 746 号線	菅原町 48番地先から	尼辻北町 49番4地先まで	宝来町 173.0	L= 6.0	38 中部第 1517 号線	菅原町 276番地先から	菅原町 289番1地先まで	菅原町 289番1地先から	L= 142.0 W= 6.0
19 中部第 747 号線	菅原町 414番2地先から	尼辻北町 307番地先まで	菅原町 405.0	L= 1.5~6.0	39 中部第 1518 号線	菅原町 183番3地先から	菅原町 215番1地先まで	菅原町 215番1地先から	L= 100.0 W= 6.0
20 中部第 748 号線	横嶺町 414番2地先から	横嶺町 307番地先から	菅原町 227番6地先から	L= 1.5~6.0	40 中部第 1519 号線	菅原町 228番1地先から	菅原町 228番1地先から	菅原町 228番1地先から	L= 104.0 W= 4.0~4.5

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	終点	起点	路線名	整理番号
41	中部第 1520 号線	菅原町 244番1地先から	菅原町 247番1地先まで	L= 123.0 W= 6.0	宝来町 28番1地先から	宝来町 28番3地先まで	菅原町 41番地先から	L= 32.0 W= 4.0
42	中部第 1521 号線	菅原町 173番1地先から	菅原町 174番4地先まで	L= 36.0 W= 6.0	菅原町 41番地先から	中山町 1163番1地先から	中山町 40番4地先まで	L= 27.0 W= 6.0
43	中部第 1522 号線	菅原町 215番4地先から	菅原町 215番1地先まで	L= 27.0 W= 6.0	中山町 1163番1地先から	中山町 1177番64地先まで	中山町 1177番1地先から	L= 283.9 W= 6.0~8.0
44	中部第 1523 号線	菅原町 165番地先から	菅原町 166番1地先まで	L= 31.0 W= 6.0	中山町 1177番32地先から	中山町 1177番44地先から	中山町 1177番45地先まで	L= 359.8 W= 6.0
45	中部第 1524 号線	菅原町 153番地先から	菅原町 143番3地先まで	L= 126.0 W= 6.0	中山町 1177番44地先から	中山町 1177番45地先まで	中山町 1177番1地先から	L= 11.0 W= 6.0
46	中部第 1525 号線	菅原町 146番地先から	菅原町 127番地先まで	L= 89.0 W= 6.0	山陵町 2050番1地先から	山陵町 1100番26地先まで	山陵町 1100番1地先から	L= 147.0 W= 4.0~8.0
47	中部第 1526 号線	菅原町 119番1地先から	菅原町 127番地先まで	L= 96.0 W= 6.0	山陵町 1100番25地先から	山陵町 1100番21地先まで	山陵町 1100番7地先から	L= 64.0 W= 6.0~8.0
48	中部第 1527 号線	菅原町 113番3地先から	菅原町 113番2地先まで	L= 34.0 W= 6.0	中部第 1547 号線	あやめ池南七丁目 858番7地先から	あやめ池南七丁目 881番2地先まで	L= 204.0 W= 6.0
49	中部第 1528 号線	菅原町 102番2地先から	菅原町 110番1地先まで	L= 21.0 W= 6.0	中部第 1548 号線	あやめ池南七丁目 858番26地先から	あやめ池南七丁目 858番34地先まで	L= 148.0 W= 2.5~4.2
50	中部第 1529 号線	菅原町 170番1地先から	菅原町 170番1地先まで	L= 20.5 W= 4.0	中部第 1549 号線	あやめ池南七丁目 877番4地先から	あやめ池南七丁目 876番1地先まで	L= 55.0 W= 4.0
51	中部第 1530 号線	菅原町 168番地先から	菅原町 48番地先まで	L= 323.0 W= 6.0	中部第 1550 号線	あやめ池南七丁目 879番2地先から	あやめ池南七丁目 878番9地先まで	L= 37.0 W= 4.0~5.0
52	中部第 1531 号線	菅原町 87番2地先から	菅原町 55番2地先まで	L= 29.5 W= 6.0	中部第 1551 号線	あやめ池北一丁目 1432番37地先から	あやめ池北一丁目 1355番25地先まで	L= 152.0 W= 8.7~9.0
53	中部第 1532 号線	菅原町 48番地先から	菅原町 41番地先まで	L= 27.5 W= 4.0	西部第 1318 号線	中町 2585番地先から	中町 2455番5地先まで	L= 750.0 W= 4.1~20.6
54	中部第 1533 号線	菅原町 170番2地先から	西大寺国見町二丁目 385番12地先まで	L= 96.5 W= 4.2~6.0	西部第 1319 号線	二名三丁目 957番3地先から	二名三丁目 964番5地先まで	L= 76.0 W= 4.0
55	中部第 1534 号線	菅原町 115番1地先から	横領町 407番3地先まで	L= 68.5 W= 6.0	都祁白石1号線	都祁白石町 1026番1地先から	都祁白石町 1010番地先まで	L= 200.1 W= 10.0
56	中部第 1535 号線	菅原町 114番2地先から	横領町 409番2地先まで	L= 94.5 W= 6.0				
57	中部第 1536 号線	菅原町 60番2地先から	横領町 413番地先まで	L= 125.0 W= 6.0				
58	中部第 1537 号線	菅原町 54番1地先から	菅原町 70番地先まで	L= 100.0 W= 6.0				
59	中部第 1538 号線	横領町 389番4地先から	宝来町 31番2地先まで	L= 219.0 W= 6.0				
60	中部第 1539 号線	菅原町 67番1地先から	菅原町 70番地先まで	L= 73.0 W= 6.0				

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲三元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1 東部第 153 号線	忍辱山西町 1388番4地先から	須川町 2827番1地先まで	大野町 436番2地先まで	L= 1,625.5 W= 5.0~8.5	21 中部第 1500 号線	菅原町 44番1地先から	西大寺南町 2131番1地先まで	西大寺南町 2131番1地先から	L= 762.0 W= 18.0
2 東部第 249 号線	中貫町 103番地先から	古市町 1266番1地先から	古市町 1266番10地先から	L= 421.0 W= 5.4~13.7	22 中部第 1501 号線	西大寺南町 2131番1地先から	西大寺南町 2131番1地先まで	西大寺南町 2131番1地先から	L= 36.0 W= 6.0
3 南部第 689 号線	古市町 1266番10地先から	古市町 1266番16地先まで	古市町 1266番17地先まで	L= 143.9 W= 5.5~5.9	23 中部第 1502 号線	菅原町 197番地先から	菅原町 188番2地先まで	菅原町 190番地先まで	L= 263.0 W= 6.0
4 南部第 690 号線	古市町 1266番10地先から	八条町 355番1地先から	八条町 367番1地先まで	L= 60.7 W= 5.9~6.0	24 中部第 1503 号線	西大寺南町 2125番1地先から	西大寺南町 2124番地先まで	青野町 2122番1地先から	L= 37.0 W= 6.0
5 南部第 691 号線	古市町 1266番10地先から	八条町 355番1地先から	八条町 377番7地先まで	L= 70.9 W= 5.8~5.9	25 中部第 1504 号線	西大寺南町 2125番1地先から	西大寺南町 2124番地先まで	青野町 2103番地先から	L= 36.0 W= 6.0
6 南部第 692 号線	八条町 355番1地先から	八条町 377番5丁目	八条町 377番31地先から	L= 275.0 W= 9.0~10.8	26 中部第 1505 号線	西大寺南町 2122番1地先から	西大寺南町 2122番2地先まで	青野町 10番1地先まで	L= 203.5 W= 6.0
7 北部第 730 号線	南京終町五丁目	南京終町五丁目	南京終町五丁目	L= 20.5 W= 6.0	27 中部第 1506 号線	青野町 9番1地先から	青野町 10番1地先まで	青野町 10番1地先まで	L= 35.5 W= 4.0
8 北部第 731 号線	肘塚町 178番20地先から	肘塚町 178番20地先から	肘塚町 178番21地先から	L= 105.2 W= 4.1~4.2	28 中部第 1507 号線	西大寺芝町一丁目 2103番地先から	西大寺芝町一丁目 2103番地先から	青野町 2100番2地先まで	L= 165.0 W= 6.0
9 北部第 732 号線	肘塚町 178番21地先から	肘塚町 178番20地先から	肘塚町 178番20地先まで	L= 32.9 W= 4.0	29 中部第 1508 号線	青野町 49番地先から	青野町 50番1地先まで	青野町 50番1地先まで	L= 184.0 W= 6.0
10 北部第 733 号線	肘塚町 178番22地先から	肘塚町 178番21地先から	肘塚町 178番21地先まで	L= 28.8 W= 4.0	30 中部第 1509 号線	青野町 20番地先から	青野町 25番2地先まで	青野町 26番地先まで	L= 67.0 W= 6.0
11 北部第 734 号線	法蓮町 1514番94地先から	法蓮町 1514番87地先から	法蓮町 1514番87地先まで	L= 110.0 W= 3.3~4.5	31 中部第 1510 号線	青野町 33番1地先から	青野町 42番1地先から	青野町 42番1地先まで	L= 38.0 W= 4.0
12 北部第 735 号線	法蓮町 1514番100地先から	法蓮町 1514番95地先まで	法蓮町 1514番105地先まで	L= 63.0 W= 3.3~4.2	32 中部第 1511 号線	青原町 191番1地先から	青原町 191番1地先から	青野町 53番1地先まで	L= 284.6.0 W= 16.0~17.0
13 北部第 736 号線	法蓮町 1514番104地先から	法蓮町 1514番105地先から	法蓮町 1514番105地先まで	L= 28.0 W= 3.0~4.0	33 中部第 1512 号線	菅原町 284番地先から	菅原町 284番地先から	菅原町 272番地先まで	L= 118.0 W= 6.0
14 北部第 737 号線	法蓮町 1514番105地先から	法蓮町 1514番82地先まで	法蓮町 1514番82地先まで	L= 21.0 W= 4.0	34 中部第 1513 号線	菅原町 193番地先から	菅原町 193番地先から	菅原町 195番1地先まで	L= 36.0 W= 4.0
15 北部第 738 号線	奈保町 1218番90地先から	奈保町 2666番10地先まで	奈保町 19番1地先まで	L= 154.7 W= 5.0~12.6	35 中部第 1514 号線	菅原町 205番3地先から	菅原町 205番3地先から	菅原町 287番1地先まで	L= 266.0 W= 6.0
16 北部第 739 号線	川上町 478番5地先から	般若寺町 176番2地先まで	般若寺町 19番1地先まで	L= 356.5 W= 5.6~13.4	36 中部第 1515 号線	菅原町 203番1地先から	菅原町 203番1地先から	菅原町 195番1地先まで	L= 82.5 W= 6.0
17 中部第 725 号線	西大寺国見町二丁目 358番10地先から	宝来町 47番2地先まで	宝来町 49番4地先まで	L= 115.5 W= 3.9~6.1	37 中部第 1516 号線	菅原町 184番2地先から	菅原町 184番2地先から	菅原町 209番1地先まで	L= 133.0 W= 6.0
18 中部第 746 号線	菅原町 502番地先から	菅原町 48番地先から	尼辻北町 49番4地先まで	L= 320.0 W= 2.0~12.0	38 中部第 1517 号線	菅原町 276番地先から	菅原町 289番1地先まで	菅原町 289番1地先まで	L= 142.0 W= 6.0
19 中部第 747 号線	菅原町 414番2地先から	宝来町 307番地先まで	宝来町 307番地先から	L= 173.0 W= 6.0	39 中部第 1518 号線	菅原町 183番3地先から	菅原町 215番1地先まで	菅原町 215番1地先まで	L= 100.0 W= 6.0
20 中部第 748 号線	横領町 414番2地先から	横領町 307番地先まで	横領町 307番地先から	L= 405.0 W= 1.5~6.0	40 中部第 1519 号線	菅原町 227番6地先から	菅原町 228番1地先から	菅原町 228番1地先まで	L= 104.0 W= 4.0~4.5

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)	路線名	起点	終点	備考(m)
41	中部第1520号線	菅原町 菅原町 244番1地先から	菅原町 菅原町 247番1地先まで	L=123.0 W=6.0	中部第1540号線	宝来町 宝来町 28番1地先から	宝来町 宝来町 28番3地先まで	L=32.0 W=4.0
42	中部第1521号線	菅原町 菅原町 173番1地先から	菅原町 菅原町 174番4地先まで	L=36.0 W=6.0	中部第1541号線	菅原町 菅原町 41番地先から	菅原町 菅原町 40番4地先まで	L=27.0 W=6.0
43	中部第1522号線	菅原町 菅原町 215番4地先から	菅原町 菅原町 215番1地先まで	L=27.0 W=6.0	中部第1542号線	中山町 中山町 1163番1地先から	中山町 中山町 1177番64地先まで	L=283.9 W=6.0~8.0
44	中部第1523号線	菅原町 菅原町 165番地先から	菅原町 菅原町 166番1地先まで	L=31.0 W=6.0	中部第1543号線	中山町 中山町 1177番32地先から	中山町 中山町 1177番1地先まで	L=359.8 W=6.0
45	中部第1524号線	菅原町 菅原町 153番地先から	菅原町 菅原町 143番3地先まで	L=126.0 W=6.0	中部第1544号線	中山町 中山町 1177番44地先から	中山町 中山町 1177番45地先まで	L=11.0 W=6.0
46	中部第1525号線	菅原町 菅原町 146番地先から	菅原町 菅原町 127番地先まで	L=89.0 W=6.0	中部第1545号線	山陵町 山陵町 205番1地先から	山陵町 山陵町 1100番26地先まで	L=147.0 W=4.0~8.0
47	中部第1526号線	菅原町 菅原町 119番1地先から	菅原町 菅原町 127番地先まで	L=96.0 W=6.0	中部第1546号線	山陵町 山陵町 1100番25地先から	山陵町 山陵町 1100番21地先まで	L=64.0 W=6.0~8.0
48	中部第1527号線	菅原町 菅原町 113番3地先から	菅原町 菅原町 113番2地先まで	L=34.0 W=6.0	中部第1547号線	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 858番7地先から	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 881番2地先まで	L=204.0 W=6.0
49	中部第1528号線	菅原町 菅原町 102番2地先から	菅原町 菅原町 110番1地先まで	L=21.0 W=6.0	中部第1548号線	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 858番26地先から	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 855番3地先まで	L=148.0 W=2.5~4.2
50	中部第1529号線	菅原町 菅原町 170番1地先から	菅原町 菅原町 170番1地先まで	L=20.5 W=4.0	中部第1549号線	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 877番4地先から	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 876番1地先まで	L=55.0 W=4.0
51	中部第1530号線	菅原町 菅原町 168番地先から	菅原町 菅原町 48番地先まで	L=323.0 W=6.0	中部第1550号線	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 879番2地先から	あやめ池南七丁目 あやめ池南七丁目 878番9地先まで	L=37.0 W=4.0~5.0
52	中部第1531号線	菅原町 菅原町 87番2地先から	菅原町 菅原町 55番2地先まで	L=29.5 W=6.0	中部第1551号線	あやめ池北一丁目 あやめ池北一丁目 1432番37地先から	あやめ池北一丁目 あやめ池北一丁目 1355番25地先まで	L=152.0 W=8.7~9.0
53	中部第1532号線	菅原町 菅原町 48番地先から	菅原町 菅原町 41番地先まで	L=27.5 W=4.0	西部第1318号線	中町 中町 2585番地先から	中町 中町 2455番5地先まで	L=750.0 W=4.1~20.6
54	中部第1533号線	菅原町 菅原町 170番2地先から	西大寺国見町二丁目 西大寺国見町二丁目 385番12地先まで	L=96.5 W=4.2~6.0	西部第1319号線	二名三丁目 二名三丁目 957番3地先から	二名三丁目 二名三丁目 964番5地先まで	L=76.0 W=4.0
55	中部第1534号線	菅原町 菅原町 115番1地先から	横領町 横領町 407番3地先まで	L=68.5 W=6.0	都郡白石町	都郡白石町 都郡白石町 1026番1地先から	都郡白石町 都郡白石町 1010番地先まで	L=200.1 W=10.0
56	中部第1535号線	菅原町 菅原町 114番2地先から	横領町 横領町 409番2地先まで	L=94.5 W=6.0				
57	中部第1536号線	菅原町 菅原町 60番2地先から	横領町 横領町 413番地先まで	L=125.0 W=6.0				
58	中部第1537号線	菅原町 菅原町 54番1地先から	菅原町 菅原町 70番地先まで	L=100.0 W=6.0				
59	中部第1538号線	横領町 横領町 389番4地先から	宝来町 宝来町 31番2地先まで	L=219.0 W=6.0				
60	中部第1539号線	菅原町 菅原町 67番1地先から	菅原町 菅原町 70番地先まで	L=73.0 W=6.0				

(平成22年4月1日掲示済)			専用道路に指定します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室 土木管理課において一般の縦覧に供します。		
奈良市告示第178号			平成22年4月1日		
道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定に基づき、次の市道路線を平成22年4月1日から歩行者			奈良市長 仲川元庸		
整理番号	路線名	起 点	終 点	備考 (m)	
1	中部第1503号線	菅原町197番地先から	菅原町190番地先まで	L=37.0 W=4.0	
2	中部第1506号線	青野町9番1地先から	青野町10番1地先まで	L=35.5 W=4.0	
3	中部第1510号線	青野町33番1地先から	青野町42番1地先まで	L=38.0 W=4.0	
4	中部第1513号線	菅原町193番地先から	菅原町195番1地先まで	L=36.0 W=4.0	
5	中部第1529号線	菅原町170番1地先から	菅原町170番1地先まで	L=20.5 W=4.0	
6	中部第1532号線	菅原町48番地先から	菅原町41番地先まで	L=27.5 W=4.0	
7	中部第1540号線	宝来町28番1地先から	宝来町28番3地先まで	L=32.0 W=4.0	
(平成22年4月1日掲示済)			その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室 土木管理課において一般の縦覧に供します。		
奈良市告示第179号			平成22年4月1日		
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。			奈良市長 仲川元庸		
整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)
1	中部第5号線	青野町47番地先から	前	2.3～2.9	160.0
		青野町17番1地先まで	後	6.0	160.0
2	中部第7号線	西大寺芝町一丁目2112番地先から	前	2.5～6.0	660.0
		菅原町130番1地先まで	後	6.0	820.0
3	中部第7号線	菅原町462番地先から	前	2.5～3.5	30.0
		菅原町19番2地先まで	後	4.0	30.0
4	中部第704号線	西大寺芝町一丁目2090番2地先から	前	4.1～4.6	35.0
		西大寺町2089番地先まで	後	6.0	35.0
5	中部第710号線	西大寺芝町一丁目2090番1地先から	前	2.6～8.5	265.0
		青野町15番1地先まで	後	6.0	260.0
6	中部第732号線	青野町56番3地先から	前	4.5～5.5	113.0
		菅原町291番1地先まで	後	6.0～7.0	113.0
7	中部第733号線	菅原町269番地先から	前	2.5～6.0	408.0
		菅原町178番3地先まで	後	6.0	408.0
8	中部第734号線	菅原町229番1地先から	前	3.0	47.0
		菅原町230番3地先まで	後	6.0	47.0
9	中部第734号線	菅原町142番1地先から	前	2.8～3.6	51.0
		青野町451番7地先まで	後	3.6～4.1	51.0

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起 点	終 点	備考(m)
1	中部第5号線	青野町47番地先から	青野町17番1地先まで	L=160.0 W=6.0
2	中部第7号線	西大寺芝町一丁目2112番地先から	菅原町130番1地先まで	L=820.0 W=6.0
3	中部第7号線	菅原町462番地先から	菅原町19番2地先まで	L=30.0 W=4.0
4	中部第704号線	西大寺芝町一丁目2090番2地先から	西大寺町2089番地先まで	L=35.0 W=6.0
5	中部第710号線	西大寺芝町一丁目2090番1地先から	青野町15番1地先まで	L=260.0 W=6.0
6	中部第732号線	青野町56番3地先から	菅原町291番1地先まで	L=113.0 W=6.0~7.0
7	中部第733号線	菅原町269番地先から	菅原町178番3地先まで	L=408.0 W=6.0
8	中部第734号線	菅原町229番1地先から	菅原町230番3地先まで	L=47.0 W=6.0
9	中部第734号線	菅原町142番1地先から	菅原町451番7地先まで	L=51.0 W=3.6~4.1

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第181号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第17条第1項の規定により、景観形成重点地区を定めたので告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 景観形成重点地区的名称

奈良町歴史的景観形成重点地区

西の京歴史的景観形成重点地区

JR奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区

近鉄奈良駅周辺まちなか景観形成重点地区

大宮通沿道景観形成重点地区（主要幹線沿道区域）

三条通沿道景観形成重点地区（主要幹線沿道区域）

一般国道24号沿道景観形成重点地区（広域幹線沿道区域）

主要地方道枚方大和郡山線沿道景観形成重点地区（広域幹線沿道区域）

主要地方道奈良生駒線沿道景観形成重点地区（広域幹線沿道区域）

2 景観形成重点地区を定める土地の区域

別紙

別紙省略

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第182号

奈良市屋外広告物条例に規定する地域等の指定（平成14年奈良市告示第159号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

第5項中「第5条第11号」を「第5条第12号」に改め、同項を第6項とする。

第4項中「第5条第7号」を「第5条第8号」に改め、同項を第5項とする。

第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第5条第7号に規定する区域及び場所

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第17条第1項の規定により指定された奈良町歴史的景観形成重点地区及び西の京歴史的景観形成重点地区

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第183号

奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市公共工事の発注見通しの公表に関する要綱（平成14年奈良市告示第507号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項及び第5条中「監理課」を「契約課」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第184号

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱（平成14年奈良市告示第506号）の一部を次のように改正する。

別表中「監理課」を「契約課」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第185号

奈良市障害者自立支援法第77条第1項及び第3項の規定による地域生活支援事業の実施に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年奈良市告示第594号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から適用します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

3 地域活動支援センター及び地域活動支援センター（I型・II型・III型）(1)を次のように改める。

(1) 委託料の算定等について

ア 利用者（契約者）が5人以上8人以下

事業所1箇所当たり8から当該年度の4月1日ににおける登録者数を差し引いた数に40,000円を乗じた額と600,000円を合算した額を6,000,000円から差し引いた額及び利用者1名当たり年額84,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額（ウに該当する事業所を除く。）

イ 利用者（契約者）が9人以上

事業所1箇所当たり年額6,000,000円及び利用者1名当たり年額84,000円と重度障害利用者1名当たり年額68,400円の合計額（ウに該当する事業所を除く。）

ウ 当該年度当初における委託契約において、地域活動支援センター事業及び地域活動支援センター機能強化事業（地域活動支援センターI型）を委託する場合は、ア及びイの規定にかかわらず地域活動支援

センター事業として事業所1箇所当たり年額6,000,000円とする。

エ 年度途中に事業開始の場合は、月割にて計算した金額とする。

オ 予算の範囲内で委託料の支出を行うものとし、利用者（契約者）が減少した場合のみ年度末に精算するものとする。

カ 地域活動支援センター機能強化事業として、地域活動支援センターI型の場合は年額6,000,000円を、地域活動支援センターII型の場合は年額3,000,000円を、地域活動支援センターIII型の場合は年額1,500,000円を加算する。

キ 重度障害利用者とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している当該センター利用者をいう。

ク 地域活動支援センターI型の場合は、支援体制加算として、国家資格を有する職員（社会福祉士・精神保健福祉士）1人当たり年額500,000円を加算する。ただし、2人分を限度とする。

ケ その他詳細については、委託契約書にて定めるものとする。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第186号

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱の一部を改正する告示

奈良市国民健康保険料減免取扱要綱（平成13年奈良市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第21条第1項第1号に該当する者に対する保険料の減免の額は、次の各号に掲げる震災、落雷、火災その他の災害による納付義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する住宅又は家財の損害の状況に応じ、当該年度分（当該災害を受けた日以後に納期限が到来する保険料に係るものに限る。）及び翌年度分の保険料に、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。

第2条第3項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7の2第2項の規定の適用を受けていないこと。第2条第5項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 少年院その他これに準ずる施設に収容された者及び刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された者

保険料の減免の額は、収容又は拘禁（以下「収容等」という。）の期間（収容等された日の属する月（収容等された日が月の末日である場合は、収容等された日

の属する月の翌月)から退院し、又は釈放された日の属する月の前月まで)の当該収容等された者に係る保険料の所得割及び均等割の月割の額とする。ただし、被保険者が当該者のみである場合は、保険料の減免は、当該期間の保険料の月割をもって行う。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市国民健康保険料減免取扱要綱第2条の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第187号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市高畠町1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗武司	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第188号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱(平成20年奈良市告示第632号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「保護者」の次に「並びに法第6条の2第5項に規定する特定妊婦」を加える。

第5条中「保健福祉部」の次に「子育て支援室」を加える。

別表の1の表中「奈良県中央こども家庭相談センター」を

「奈良地方法務局
奈良県中央こども家庭相談センター」に、「奈良市保健
福祉部保護課」を「奈良市保健福祉部保護第二課」に改め、
「奈良市保健福祉部子育て支援室放課後児童施策課」を削

る。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第189号

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市つどいの広場事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市つどいの広場事業実施要綱(平成19年奈良市告示第90号)の一部を次のように改正する。

第1条中「この要綱は」の次に「、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業として」を加える。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(機能拡充型)

第9条 事業を実施している社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開による機能拡充を図るために、次に掲げるいずれかの取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施に努めるものとする。

(1) 事業の実施場所(第5条に規定する拠点となる場所のほか、その近隣において現に事業を継続して実施している場所をいう。次号において同じ。)を活用した法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業又はこれに準じた取組

(2) 事業の実施場所を活用した法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業又はこれに準じた取組

(3) 法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業又は同条第5項に規定する養育支援訪問事業

(4) その他独自に補助又は委託を行っている法第21条の9に規定する子育て支援事業のうち、事業の活動の充実に資すると認めた取組

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第190号

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市地域子育て支援センター事業実施要綱(平成20年

奈良市告示第300号) の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成21年度」を「平成22年度」に改める。
附 則
この告示は、平成22年4月1日から施行する。
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第191号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成22年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大西寛文
住所 大阪府豊中市上野東三丁目13番59号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第192号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、平成22年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成22年4月1日から2週間、本市建設部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

賦課対象区域(第1負担区)	
西木辻町の一部	大宮町一丁目の一部
賦課対象区域(第2負担区)	
東九条町の一部	南紀寺町一丁目の一部
南紀寺町五丁目の一部	南京終町の一部
南京終町四丁目の一部	法華寺町の一部
法蓮町の一部	三条栄町の一部
三条大宮町の一部	大宮町四丁目の一部
大安寺二丁目の一部	五条西一丁目の一部
六条一丁目の一部	六条二丁目の一部
六条緑町三丁目の一部	二条大路南五丁目の一部
三条大路二丁目の一部	四条大路二丁目の一部
四条大路三丁目の一部	押熊町の一部
中山町の一部	敷島町一丁目の一部
敷島町二丁目の一部	西大寺新池町の一部
西大寺高塚町の一部	菅原町の一部
疋田町二丁目の一部	西大寺新町一丁目の一部

西大寺本町の一部	西大寺芝町一丁目の一部
西大寺芝町二丁目の一部	西大寺野神町二丁目の一部
西大寺竜王町一丁目の一部	宝来二丁目の一部
平松三丁目の一部	平松五丁目の一部
秋篠三和町一丁目の一部	あやめ池南八丁目の一部
あやめ池北一丁目の一部	あやめ池北二丁目の一部
学園南二丁目の一部	鶴舞西町の一部
百楽園一丁目の一部	登美ヶ丘三丁目の一部
登美ヶ丘六丁目の一部	西登美ヶ丘六丁目の一部
二名三丁目の一部	三松一丁目の一部
三松二丁目の一部	三碓町の一部
富雄元町一丁目の一部	中町の一部
大倭町の一部	藤ノ木台三丁目の一部
学園中一丁目の一部	富雄北二丁目の一部
三碓七丁目の一部	神功四丁目の一部
西九条町一丁目の一部	西九条町二丁目の一部
神殿町の一部	古市町の一部
北永井町の一部	
賦課対象区域(第3負担区)	
法華寺町の一部	法蓮町の一部
佐紀町の一部	山陵町の一部
賦課対象区域(第4負担区)	
奈保町の一部	柏木町の一部
八条五丁目の一部	尼ヶ辻町乙の一部
山陵町の一部	秋篠新町の一部
二名三丁目の一部	三松二丁目の一部
大和田町の一部	富雄北三丁目の一部
古市町の一部	藤原町の一部
池田町の一部	山町の一部
今市町の一部	柴屋町の一部

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第193号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号	奈良市都福祉センター使用料
社団福祉法人 奈良市社会福祉協議会	奈良市月ヶ瀬福祉センター使用料
会長 福井重忠	

2 委託の期間

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第194号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1

項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 福井重忠	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

2 委託の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第195号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市油阪町1番59 奈交サービス株式会社 取締役社長 藤井志喜央	奈良市J.R奈良駅臨時自転車駐車場使用料

2 委託の期間

平成22年4月1日から平成22年7月31日まで

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第196号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成22年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画の範囲 奈良市全域

(2) 一般廃棄物の発生量（推計） (単位:t)

種類	発生量
燃やせるごみ	98,029
燃やせないごみ	9,082
再生資源（プラスチック製容器包装）	4,000
再生資源（缶・びん・ペット・紙パック・新聞・雑誌・ダンボール）	5,973

大型ごみ	3,261
有害ごみ	4
町内清掃・不法投棄ごみ	1,685
収集前の資源化量（生ごみ堆肥化、古紙回収等）	25,722
計	147,756
収集運搬量（処理量）	122,034
収集後の資源化量	15,027

動物の死体	2,400体
し尿	7,597kl
浄化槽汚泥	24,527kl
計	32,124kl

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体
(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ (台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず・カセットテープ・ビデオテープ等)	週2回収集 (市・委託)	焼却処理 (市)	埋立処分 (市・委託)	(1) 燃やせるごみ・燃やせないごみ等に分別し、各別の容器 (袋を含む) に収納して、決められた日時・場所に持ち出すこと。 (2) 廃棄物が飛散し、流失し、又は悪臭が発散しないようするとともに、その容器 (袋を含む) を常に清潔にし、又は処理を著しく困難にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
燃やせないごみ (ガラス類・陶器類・金属類・プラスチック製品類等)	月1回収集 (市・委託)	破碎処理 (市)	破碎処理後、可燃不適物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化 (市・委託)	(3) 廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、市の施策に協力すること。
大型ごみ (家具類・寝具類・電化製品等) ※特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる収集 (市・委託)	破碎処理 (市)	破碎処理後、可燃不適物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化 (市・委託)	(4) 家庭から排出される古紙類、布類、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレー、飲料用紙パック、空き缶の資源化及び再利用可能な物は再利用に努めること。
有害ごみ (水銀体温計・蛍光管・乾電池等)	大型ごみの収集の際に収集 (市・委託)	ドラム缶詰 (市)	専門業者へ処分委託 (委託)	(5) プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレー、飲料用紙パック、不適物等の異物を混入しないこと。
プラスチック製容器包装	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包 (委託)	選別・保管 (委託)	(6) 商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
ガラスびん	月1回収集 (市・委託)	選別・保管 (委託)	選別・保管 (委託)	(7) ごみ減量に努め、排出する場合には資源循環や分別排出などの適正処理に最大限の責任を負う。
ペットボトル				
発泡スチロール製食品トレー	公民館等を拠点に収集 (委託)	選別・保管 (委託)	選別・保管 (市)	
飲料用紙パック	月1回収集 (市・委託)	資源回収業者・専門業者へ売却 (委託)	選別・圧縮 (委託)	
空き缶				

附 告 件

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物				事業者の協力義務等
種類	収集運搬の回数及び主体	処分方法及び主体		事業者の協力義務等
燃やせるごみ				(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期使用の可能な製品の開発等をすること、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するよう努めること。 (2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となつた場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。 (3) 事業者は、その事業活動に伴つて生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。 (4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。 (5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。 (6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場合においても分別排出を基本とする契約をすること。
燃やせないごみ	事業者自らの責任で行うものほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬許可業者）	焼却処理・破碎処理・再生資源化処理及び選別保管（市・委託・一般廃棄物処分許可業者）	専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託・一般廃棄物処分許可業者）	
再生資源				
剪定枝木				
(3) 動物の死体				
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）	市民の協力義務等 自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。
(4) し尿及び浄化槽汚泥				
し尿	おおむね月1回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	堆肥化（市） 埋立処分（委託）	市民事業者の協力義務等 (1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥含む)	浄化槽清掃業許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬許可業者）			浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。

(5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定 ①紙くず ②木くず(パレット及び建設業からの木くずを除く) ③繊維くず ④下水道汚泥			リサイクル推進教育	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。	
3 一般廃棄物処理業の許可 一般廃棄物処理業の許可については、「一般廃棄物処理業の許可指針」に基づくものとする。				市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。	
4 処理計画 (1) ごみ処理実施計画 ① ごみの排出抑制・再資源化計画 ア 啓発及び資源化の方法				ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者(OB)が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。	
キャンペーン・イベント等	区分	取り組み		小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。	
		環境フェスティバル実行委員会		全市での再生資源分別収集	プラスチック製容器包装：週1回。 ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。	
		ならりサイクルフェスティバル(春) 環境フェスティバル(秋)		公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拋点回収を実施する。	
		ごみ減量・リサイクル実践優良団体等表彰制度(地球環境賞)		新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。	
		ごみ減量化等啓発作品の募集		資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。	
印刷媒体等による啓発	取り組み	奈良市のごみの分け方と出し方		粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。	
		ごみ・再生資源収集カレンダー		乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。	
		奈良市のごみ事典		町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化(チップ化)する。	
		ごみの出し方Q&A		生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めることで、生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器・EMばかり専用容器)及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。	
		啓発用ビデオ・DVDの貸し出し				

その他	環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、一般及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。		町内清掃草木	1,000	生ごみ(衛生浄化センター)	124			
	ガス抜き器具配布	スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。		資源回収作業所	1,955	許可業者再生資源処理分	2,330			
	レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。				合 計	15,027			
事業活動に伴つて排出される一般廃棄物	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努める。		② 収集・運搬計画 区域 奈良市全域(375,400人)	ア 収集運搬する廃棄物の量(推計)(単位:t)					
	汚泥発酵肥料(畑薬)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑薬)を製造する。		燃やせるごみ	46,403	4,941	37,532	9,153	98,029	
	事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。		燃やせないごみ	2,725	433	1,959	3,965	9,082	
	多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書を提出させ、その記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。		町内清掃ごみ(不法投棄含む)	1,685				1,685	
イ 収集前の資源化量				大型ごみ	2,919	342			3,261	
				有害ごみ	3	1			4	
				プラスチック製容器包装	3,696	304			4,000	
				再生資源	3,425	242		2,306	5,973	
				計	60,856	6,263	39,491	15,424	122,034	
ウ 収集後の資源化量				動物の死体(体)	2,200			200	2,400	
				イ 収集運搬の主体						
				区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者		
				家庭系	ごみ	○	○			
					資源	○	○			
				事業系	ごみ			○		
					資源			○		
※許可業者は奈良市一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可指針に掲げる業者とする。										
ウ 収集の方法										
市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。										

③ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を中間処理する。

(1) 直営・委託

ア 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地	
名称	奈良市環境清美工場	
形式	全連続燃焼式	
処理能力	480 t / 24H	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、破碎可燃ごみ及び動物の死体	
処理量	燃やせるごみ	99,578 t
	破碎可燃ごみ	6,433 t
	合 計	106,011 t
	動物の死体	2,400体
残渣量	15,255 t	
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場	
	緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地	
名称	粗大ごみ処理施設	
形式	横軸スイングハンマー	
処理能力	100 t / 5 H	
操業形態	直営	
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ	
処理量	12,297 t	
残渣量	3,088 t	
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場	
	緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場	

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
名称	空き缶選別作業所	
形式	機械選別及び圧縮	
処理能力	9.2 t / 5 H	

操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	空き缶
処理量	866 t

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地	
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所	
形式	圧縮及び梱包	
処理能力	3.5 t / 5 H	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	ペットボトル	
処理量	548 t	

オ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1	
名称	野村興産株式会社	
処理方法	焙焼処理・水銀回収等	
処理能力	60 t / 日	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等	
処理量	4 t	

カ 草木（剪定・枝木）資源化施設

所在地	奈良市内	
名称	草木（剪定・枝木）資源化施設	
処理方法	チップ化等	
処理能力	5 t / 日	
操業形態	委託	
処理する廃棄物の種類	草木（剪定・枝木）	
処理量	1,000 t	

キ プラスチック製容器包装再商品化事業者施設

所在地	富山県富山市婦中町吉谷3-3	
名称	㈱富山環境整備	
処理方法	マテリアルリサイクル	
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装	
処理量	2,900 t	

(2) 許可業者

草木処理量	2,000 t
資源処理量	330 t
合計量	2,330 t

④ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物（推計）を最終処分する。

○ 奈良市最終処分場

ア 南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場（第2工区）	イ 緊急時一般廃棄物最終処分場
所在地	奈良市米谷町1857番地他
敷地面積	82,920m ²
埋立面積	59,000m ²
埋立容量	819,610m ³
残余埋立容量	264,403m ³
操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	13,272 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

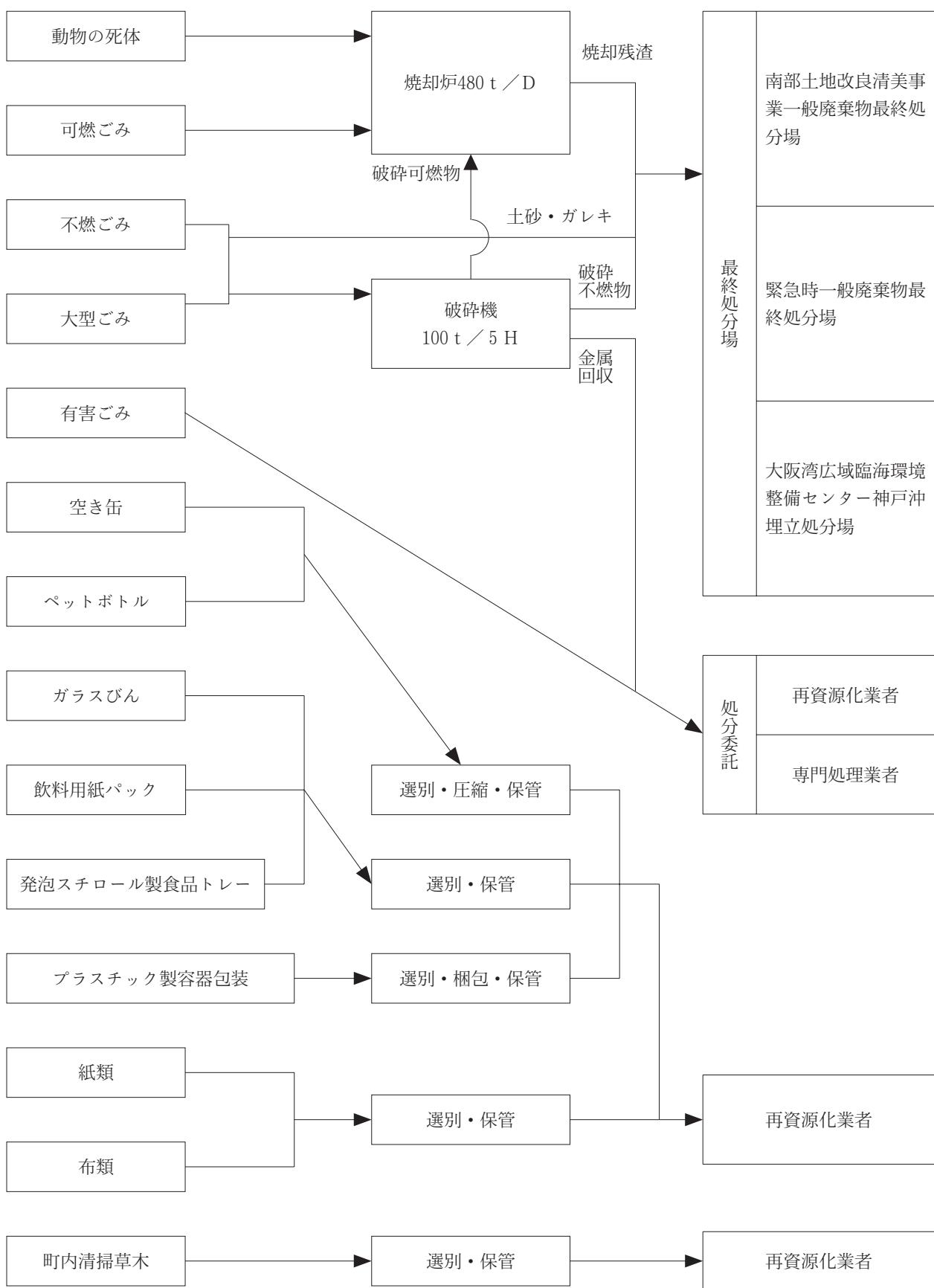
所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万m ³
埋立対象	ばいじん・焼却灰・不燃物
処分量	5,800 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入

⑤ ごみ処理体系

収集運搬

中間処理

最終処分



⑥ その他 市が収集しない一般廃棄物			汲み取り人口 8,270人 計画収集量 7,597kl		
区分 排出禁止物	品 目		処理方法		
	(ア) 有害な物（薬品類、農薬、劇薬等） (イ) 危険性のある物（消火器、バッテリー等） (ウ) 引火性のある物（ガソリン、灯油、プロパンガス等） (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池、鉛蓄電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 P C B 含有物、感染性廃棄物（家庭や医療関係機関等から排出される医療廃棄物） (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物（農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、タイヤ、ホイール、スプリング入りマットレス等）		排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること		
特定家庭用機器等	(キ) パーソナルコンピューター、原動機付き自転車		排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること		
	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機・エアコンディショナー		購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引き取り場所へ搬入するか、家電引き取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること		
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ		市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること		
(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理実施計画			イ 処理方法 イ1 浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 排出者の申し込みにより、市の許可した業者により隨時収集する。 イ2 処理能力 22,771基 イ3 処理量 イ4 池内人口 57,373人 イ5 計画収集量 24,527kl ② 中間処理計画（処理量、残渣量及び堆肥化量は推計） 奈良市衛生浄化センター		
① 収集運搬計画（推計） ア し尿 おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。			処理地 奈良市大安寺西二丁目281番地 処理方法 膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却） 処理能力 90kl／日 生ごみ3.4t／日 操業形態 委託 処理する廃棄物の種類 し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥及び生ごみ 処理量 ア し尿 6,647kl ア 净化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 20,827kl ア 合計 27,474kl ア 生ごみ 124t 残渣量 200t 堆肥化量 220t 残渣処分先 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場 山辺環境衛生組合 山辺衛生センター		
ア し尿 おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。			処理地 奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地 処理方法 高濃度二段活性汚泥法+高度処理 処理能力 20kl／日 操業形態 一部事務組合 処理する廃棄物の種類 し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥 処理量 ア し尿 950kl ア 净化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 3,700kl ア 合計 4,650kl 堆肥化量 汚泥炭化肥料20t（山添村分含む） ③ 最終処分計画（処分量は推計） 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		
汲み取り戸数 3,226戸					

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万m³
埋立対象	焼却灰
処分量	200 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター埠基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

④市民等に対する広報・啓発活動

浄化槽清掃業許可業者を奈良市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第197号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原克己	奈良市一般廃棄物処理手数料（し尿）

2 委託の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市告示第198号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市上三条町23番地の4 社団法人奈良市観光協会 会長 谷井勇夫	奈良市觀光センター使用料
奈良市都祁白石町1133番地 財団法人奈良市都祁地域振興財団 理事長 福井重忠	奈良市針テラス情報館使用料

2 委託の期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
(平成22年4月1日掲示済)

公営企業

奈良市水道局告示第9号

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年4月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 委員は、奈良市水道局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）第18条第1項及び第2項に規定する職員のうち、部長、理事、技監、次長及び場長の職にある者をもつて充てる。

附則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年4月1日掲示済)

奈良市水道局告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成22年4月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

収納事務	水道料金及び下水道使用料
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役社長 盛田宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 藤田秀一 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村元彦 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居勝利 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 丸谷智保

東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン－イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井阪 隆一
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ディリーヤマザキ
代表取締役社長 田嶋 誠
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田 準二
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地
の1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒 真司
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
ミニストップ株式会社
代表取締役社長 阿部 信行
東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役社長C E O 新浪 剛史

(平成22年4月1日掲示済)